

資格取得等支援規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人リフテ（以下、「法人」という。）における支援員の職務能力向上及び自己啓発の促進を目的とする業務関連資格の取得等支援の制度を定めることを目的とする。

第2条（対象資格等）

この規程の対象となる業務関連資格等は、法人が業務に関連するものとして指定した次のとおりとする。

- （1）サービス管理責任者
- （2）社会福祉士
- （3）精神保健福祉士
- （4）介護福祉士
- （5）介護支援専門員
- （6）その他、理事長が推薦した資格（民間資格含む）

第3条（支援制度内容）

業務関連資格取得等に向けて法人が支援する制度は、次の内容とし、単年度内（毎年4月1日から翌年3月末日までをいう。）における各個人における支援最大金額は10万円までとし、別に定める資格取得費用貸借契約の条項に基づいて貸与する事とする。

- （1）受講費用及び受講に係る教材費に係る金銭的支援
- （2）受験手数料及びスクーリング交通宿泊費等に係る金銭的支援
- （3）受験及び当該資格受験に係るスクーリングに対する特別休暇付与
- （4）貸金規程に定める資格手当の支給

2. 以前に当規程のもと、資格取得費用の貸与を受けた者はその費用の返済の免除を受けるまで、当規程に定める資格取得費用の貸与を受ける事はできないものとする。

第4条（支援対象者）

この規程の対象となる支援対象者は、就業形態を問わず、法人運営の施設を利用している利用者に対し支援を行う支援者等とし、下記に定める項目を全て満たしている者とする。

- （1）勤続半年以上
- （2）勤務態度が良好である事
- （3）今後も引き続き当社に勤務する意思のある事

第5条（条項違反）

この規程の各条項に違反又は虚偽の報告をして支援金などの貸与を受けた場合、貸与を受けた者は直ちにその全額を返済しなければならない。

第6条（支援申請）

受験支援を希望する従業員は、事務局に対して支援申請を行わなければならない。

2 支援申請は、社外講座受講などに係る費用などが明記し稟議書の他、教育機関などからの領収書等支払いを証する書面を添付し、当該受験の結果（合否は考慮しない）を併せて添付し事務局に申請するものとする。

第7条（資格取得支援金の貸与）

支援申請を受けた事務局は、稟議内容を精査し貸与する事が適当であると承認した場合、資格取得費用貸借契約書を締結の上、承認直後の給与支払日に資格取得支援金を申請者の給与口座への振込をもって貸与する。

第8条（資格取得支援金の返済）

資格取得支援金の貸与を受けた者は、資格取得費用貸借契約に定める条項を履行した場合について、返済を免除する。但し、当該契約の条項を履行せず退職する事に至った場合は、契約内に定める割合に準じて資格取得支援金の返済を行わなければならない。

第9条（その他）

その他、法人は第2条に定める対象資格等に準ずるものとして認めた資格に等について、当規程の定めに基づき支援を行う事ができる。

附則

第1条（施行日）

この規程は平成25年12月1日から施行する。

第2条（適用の時期）

前条の施行に伴うこの規程は、遡及適用はしない。